

参 考 资 料

参考資料 1 報 告 第 1 1 号 資料 1 P 1

参考資料 2 協 議 案 第 1 2 号 資料 1 P 4

【報告第 1 1 号 資料 1】

協議案第 1 3 号 追加資料

現況

項目	大 館 市	比 内 町	田 代 町
農業委員 会委員の 定数及び 任期	【委員定数】 選挙 20人 議会推薦 3人 農協推薦 1人 共済組合推薦 1人 合計 25人 【任期】 3年 現委員の任期 平成17年7月19日	【委員定数】 選挙 12人 議会推薦 1人 農協推薦 1人 共済組合推薦 1人 合計 15人 【任期】 3年 現委員の任期 平成17年7月19日	【委員定数】 選挙 10人 議会推薦 1人 農協推薦 1人 共済組合推薦 1人 合計 13人 【任期】 3年 現委員の任期 平成17年7月19日
委員の報 酬及び費 用弁償	【報酬】 (月額) 会長 50,000円 職務代理者 37,000円 委員 35,000円 【費用弁償】 バス賃	【報酬】 (月額) 会長 24,000円 職務代理者 22,800円 委員 21,500円 【費用弁償】 バス賃	【報酬】 (月額) 会長 31,000円 職務代理者 28,000円 委員 26,000円 【費用弁償】 実費旅費

大館市、比内町、田代町の農業委員会の概要

項 目	大 館 市	比 内 町	田 代 町	計	摘 要
行政面積	401.54 k m ²	205.39 k m ²	306.77 k m ²	913.70 k m ²	
総人口	66,293 人	12,095 人	7,900 人	86,288 人	H12年国勢調査
世帯数	22,808 世帯	3,530 世帯	2,341 世帯	28,679 世帯	H12年国勢調査
農地面積	3,979 ha	1,936 ha	1,340 ha	7,255 ha	H12年農業センサス
農家人口	13,331 人	5,641 人	3,589 人	22,561 人	H12年農業センサス
農家戸数	3,064 戸	1,258 戸	825 戸	5,147 戸	H12年農業センサス
選挙区の数	4 選挙区 ・大館第一 (大館・長木・ 下川沿) ・大館第二 (釈迦内・花矢) ・大館第三 (真中・二井田) ・大館第四 (上川沿・十二 所)	選挙区なし (比内全域で選 挙)	選挙区なし (田代全域で選 挙)	6 選挙区	
農業委員 の任期	H14.7.20 ~ H17.7.19	H14.7.20 ~ H17.7.19	H14.7.20 ~ H17.7.19	任期 3 年	
農業委員 の数	公選委員 20人 選任委員 5人 計 25人	公選委員 12人 選任委員 3人 計 15人	公選委員 10人 選任委員 3人 計 13人	公選委員 42人 選任委員 11人 計 53人	

比内町の加入に係る農業委員会調整資料

1. 選挙人名簿登録者数に基づき算出した農業委員の定数

(比内町加入前)

	選挙人の数	定数22
大館市	12,560	17.42 〔 17 〕
田代町	3,302	4.58 〔 5 〕
合 計	15,862	

(比内町加入後)

	選挙人の数	定数28
大館市	12,560	17.27 〔 17 〕
田代町	3,302	4.54 〔 5 〕
比内町	4,500	6.19 〔 6 〕
合 計	20,362	

2. 選挙区ごとの農業委員の定数

(比内町加入前)

選挙区の範囲	選挙人の数	定数 22
大館・長木・ 下川沿	3,673	5.09 〔 5 〕
釈迦内・花矢	3,403	4.72 〔 5 〕
真中・二井田	2,550	3.54 〔 3 〕
上川沿 ・十二所	2,934	4.07 〔 4 〕
早口・山瀬	3,302	4.58 〔 5 〕
合 計	15,862	

(比内町加入後)

選挙区の範囲	選挙人の数	定数 28
大館・長木・ 下川沿	3,673	5.05 〔 5 〕
釈迦内・花矢	3,403	4.68 〔 5 〕
真中・二井田	2,550	3.51 〔 3 〕
上川沿 ・十二所	2,934	4.03 〔 4 〕
早口・山瀬	3,302	4.54 〔 5 〕
扇田・東館・ 西館・大葛	4,500	6.19 〔 6 〕
合 計	20,362	

【協議案第 12 号 資料1】

協議第 12 号 追加資料

現況

項目	大館市	比内町	田代町
議員数	法定定数 30人 (地方自治法第91条第2項第6号)	法定定数 22人 (地方自治法第91条第2項第4号)	法定定数 18人 (地方自治法第91条第2項第3号)
	条例定数 28人	条例定数 20人	条例定数 16人
任期満了日	平成19年4月30日	平成20年3月30日	平成17年9月29日
議員の報酬及び費用弁償	<p>【報酬について】</p> <p>議長 月額 428,000円 副議長 月額 389,000円 議員 月額 371,000円</p> <p>【期末手当について】</p> <p>期末手当職員の例による 16年度 6月 100分の160 12月 100分の170 期末手当の加算割合、 20% -セト</p> <p>【費用弁償について】</p> <p>旅費日当 3,000円 宿泊料 甲地方 14,800円 乙地方 13,300円 食卓料 3,000円 本会議及び委員会出席費用弁償 1日 3,000円</p>	<p>【報酬について】</p> <p>議長 月額 267,000円 副議長 月額 245,000円 議員 月額 234,000円</p> <p>【期末手当について】</p> <p>期末手当職員の例による 16年度 6月 100分の160 12月 100分の170 期末手当の加算割合、 15% -セト</p> <p>【費用弁償について】</p> <p>旅費日当 県外 2,000円 県内 1,800円 宿泊料 県外 10,000円 県内 8,500円 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会費用弁償有り(交通費のみ1Kmにつき40円支払い)</p>	<p>【報酬について】</p> <p>議長 月額 276,000円 副議長 月額 250,000円 議員 月額 239,000円</p> <p>【期末手当について】</p> <p>期末手当職員の例による 16年度 6月 100分の160 12月 100分の170 期末手当の加算割合、 15% -セト</p> <p>【費用弁償について】</p> <p>旅費日当 県外 2,000円 県内 0円 宿泊料 甲 12,000円 乙 10,000円 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会費用弁償有り(交通費のみ)</p>
政務調査費	年額 240,000円 (月額 20,000円 × 12ヶ月)	なし	なし

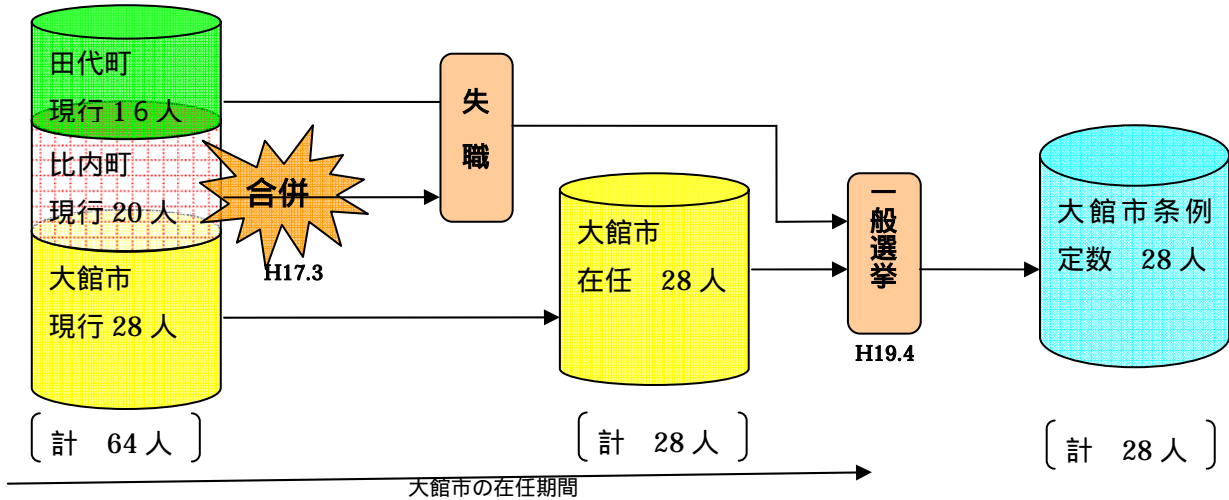
市町議会議員の定数・在任に関する特例の適用例

- 1市2町(大館市・比内町・田代町)編入合併の場合

注意：条例で定める市町村議員定数は、地方自治法第91条に定める上限数30人(人口5万～10万の自治体)またはそれを下回る人数でなければならない。下記の表においては(ア)原則を除き、法91条の上限数「30人」を条例で新市議員定数として定めた場合を仮定している。

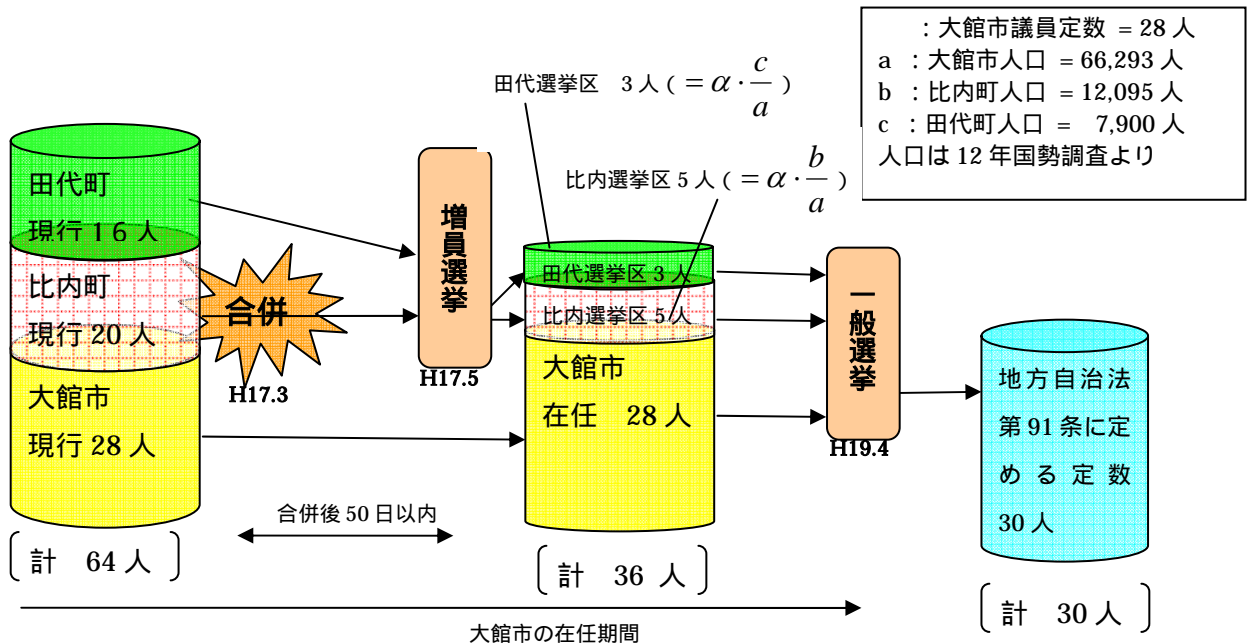
(ア) 原則 (特例措置の適用なし)

編入される市町村の議員は全員失職。編入先の市町村の議員はそのまま在任。



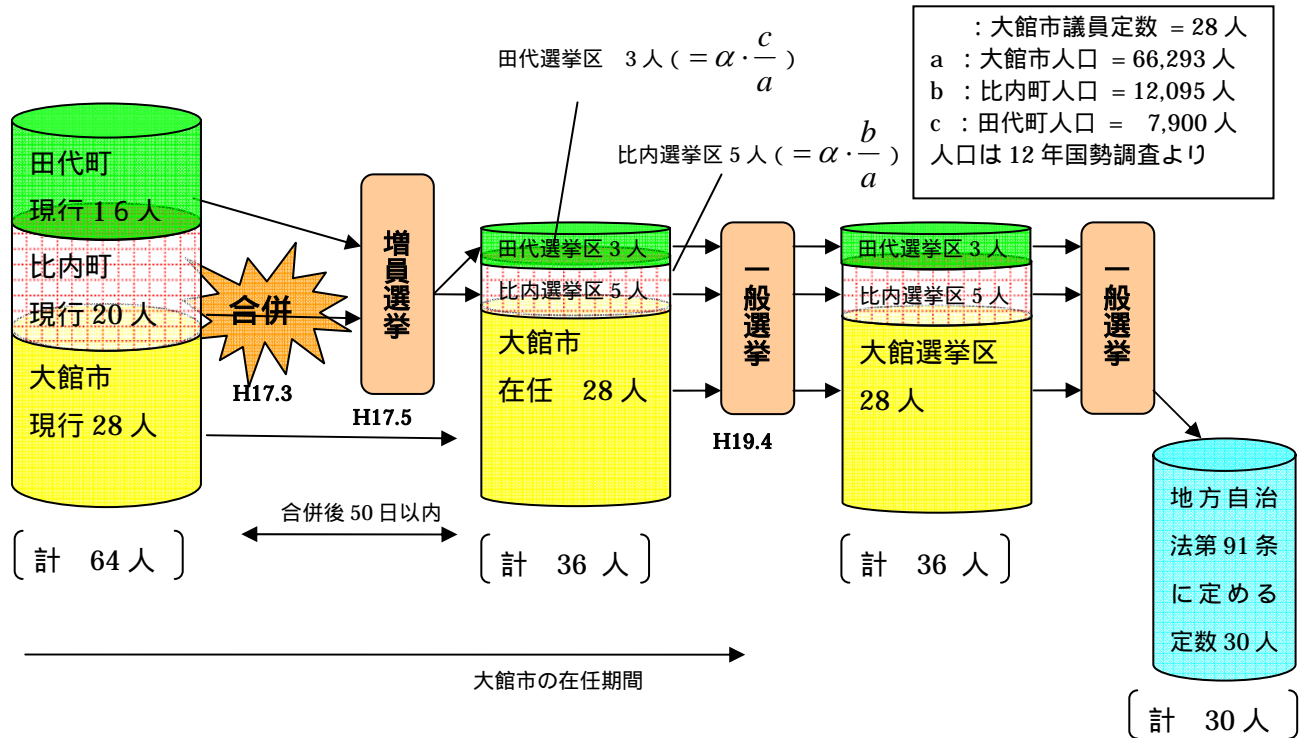
(イ) 定数特例 (法6条2項)

合併後50日以内に、特例定数に基づき編入される市町村ごとに下記の人数を増員選挙(編入先の市町村議員はそのまま在任)。次回一般選挙は編入先の市町村の議員の任期満了時(H19.4)に実施。



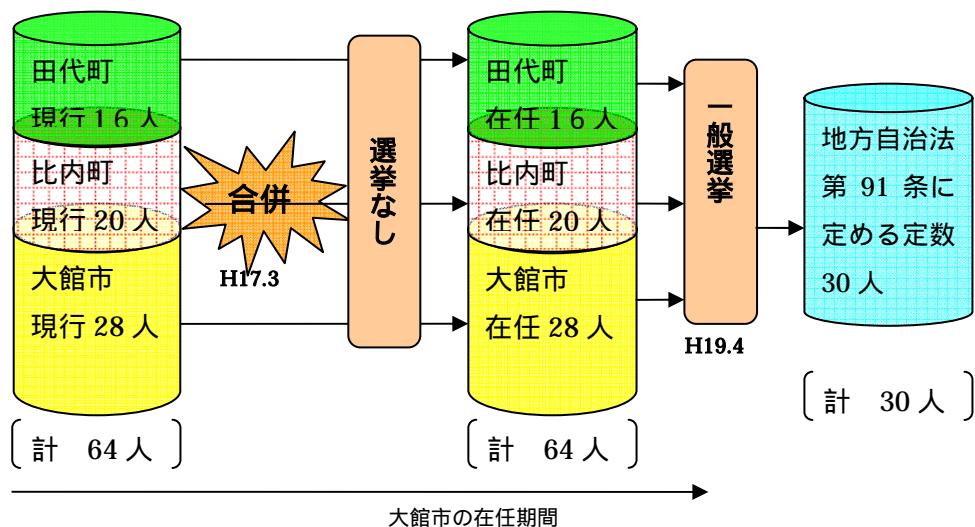
(ウ) 定数特例（法 6 条 2 項）と定数特例（法 6 条 5 項）

合併後 50 日以内に、特例定数に基づき編入される市町村ごとに下記の人数を増員選挙（編入先の市町村議員はそのまま在任）。さらに、合併後最初の一般選挙時にも、もう一回、定数特例を適用（延長）することができる。



(エ) 在任特例（法 7 条 1 項）

編入される市町村の議員は編入先の市町村の議員の残任期間（H19.4 まで）は全員在任（編入先の市町村議員はそのまま在任）。



(オ) 在任特例（法7条1項）と定数特例（法7条3項）

編入される市町村の議員は編入先の市町村の議員の残任期間（H19.4まで）は全員在任（編入先の市町村議員はそのまま在任）。さらに合併後最初の一般選挙時には、定数特例に基づく増員選挙ができる。

